

## (委) 資料2

### 兵庫県内水面漁場管理委員会規程の一部改正の概要

#### 1 引用の変更

「公文書等の管理に関する条例（令和元年兵庫県条例第10号）」が公布（施行期日は令和2年4月1日）され、公文書の管理に関して、管理体制、文書の作成等、文書の整理、公文書の保存、公文書ファイル管理簿、移管、廃棄又は保存期間の延長、点検及び監査並びに管理状況の報告、研修等必要な事項を定める必要がある。

そこで、兵庫県内水面漁場管理委員会としては、知事の事務部局における公文書の管理に関する定めである「公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）」の例により公文書の管理を行うこととし、本規程第10条における引用を変更する。

#### 2 施行期日

公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

**兵庫県内水面漁場管理委員会告示第 号**

兵庫県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 年 月 日

兵庫県内水面漁場管理委員会  
会長 ○ ○ ○ ○

**兵庫県内水面漁場管理委員会規程の一部を改正する規程**

兵庫県内水面漁場管理委員会規程（昭和40年兵庫県内水面漁場管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第10条の見出しを「(公文書の管理)」に改め、同条中「文書の処理」を「公文書の管理」に、「本庁文書取扱規程（昭和43年兵庫県訓令甲第6号）」を「公文書管理規則（令和2年兵庫県規則第27号）」に改める。

**附 則**

この告示は、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

現 行	改 正 案
<p>兵庫県内水面漁場管理委員会規程 (所掌事務)</p> <p>第1条 兵庫県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）その他法令の定めるところにより、兵庫県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項、その他漁業法によりその権限に属する事項を処理する。</p> <p>（会長の職務）</p> <p>第2条 委員会の会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>2 会長は、次の事項につき、専決処分することができる。</p> <p>(1) 委員の旅行命令に関すること。</p> <p>(2) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。</p> <p>ア 請求書を受理すること。</p> <p>イ 公文書の公開を行うかどうかの決定をすること。</p> <p>ウ 公文書の公開を実施すること。</p> <p>エ 不服申立てを受理すること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。</p> <p>ア 個人情報取扱事務登録簿を作成し、及び閲覧に供すること。</p> <p>イ 開示請求書を受理すること。</p> <p>ウ 個人情報の開示をするかどうかの決定をすること。</p> <p>エ 訂正請求書を受理すること。</p> <p>カ 個人情報の訂正をするかどうかの決定をすること。</p> <p>キ 個人情報の訂正を実施すること。</p> <p>ク 利用停止請求書を受理すること。</p>	<p>兵庫県内水面漁場管理委員会規程 (所掌事務)</p> <p>第1条 兵庫県内水面漁場管理委員会（以下「委員会」という。）は、漁業法（昭和24年法律第267号）その他法令の定めるところにより、兵庫県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項、その他漁業法によりその権限に属する事項を処理する。</p> <p>（会長の職務）</p> <p>第2条 委員会の会長は、会務を総理し、委員会を代表する。</p> <p>2 会長は、次の事項につき、専決処分することができる。</p> <p>(1) 委員の旅行命令に関すること。</p> <p>(2) 情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。</p> <p>ア 請求書を受理すること。</p> <p>イ 公文書の公開を行うかどうかの決定をすること。</p> <p>ウ 公文書の公開を実施すること。</p> <p>エ 不服申立てを受理すること。</p> <p>(3) 個人情報の保護に関する条例（平成8年兵庫県条例第24号）の規定に基づき、次に掲げる事務を行うこと。</p> <p>ア 個人情報取扱事務登録簿を作成し、及び閲覧に供すること。</p> <p>イ 開示請求書を受理すること。</p> <p>ウ 個人情報の開示をするかどうかの決定をすること。</p> <p>エ 訂正請求書を受理すること。</p> <p>カ 個人情報の訂正をするかどうかの決定をすること。</p> <p>キ 個人情報の訂正を実施すること。</p> <p>ク 利用停止請求書を受理すること。</p>

現 行	改 正 案
<p>ケ 個人情報の利用停止をするかどうかの決定をすること。</p> <p>コ 個人情報の利用停止を実施すること。</p> <p>(副会長)</p> <p>第3条 委員会に、副会長を置く。</p> <p>2 副会長は、委員が互選する。</p> <p>3 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 会長、副会長とともに事故があるときは、委員が互選した委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会の会議は、会長が招集する。</p>	<p>ケ 個人情報の利用停止をするかどうかの決定をすること。</p> <p>コ 個人情報の利用停止を実施すること。</p> <p>(副会長)</p> <p>第3条 委員会に、副会長を置く。</p> <p>2 副会長は、委員が互選する。</p> <p>3 副会長は、会長に事故があるときは、その職務を代理する。</p> <p>4 会長、副会長とともに事故があるときは、委員が互選した委員がその職務を代理する。</p> <p>(会議)</p> <p>第4条 委員会の会議は、会長が招集する。</p>
<p>第5条 委員会の会議では、前条第3項の規定によつて通知した事項にて議決するものとする。ただし、急施を要すると認めめた事項については、この限りでない。</p> <p>第6条 委員は、議題について自由に質疑し、または意見を述べることができる。</p> <p>第7条 委員が発言を始めたときは、その要求の順序により会長がこれを許可する。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第8条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 委員会開会の日時及び場所</p> <p>(2) 出席委員の氏名</p>	<p>第5条 委員会の会議では、前条第3項の規定によつて通知した事項にて議決するものとする。ただし、急施を要すると認めめた事項については、この限りでない。</p> <p>第6条 会議の議長は、会長がこれに当る。</p> <p>第7条 委員が発言を始めたときは、その要求の順序により会長がこれを許可する。ただし、会長が必要と認めたときは、この限りでない。</p> <p>(議事録)</p> <p>第8条 会長は、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。</p> <p>(1) 委員会開会の日時及び場所</p> <p>(2) 出席委員の氏名</p>
<p style="text-align: center;">-14-</p>	

現 行	改 正 案
( 3 ) 議事事項	( 3 ) 議事事項
( 4 ) 議事の経過要領及び発言要旨	( 4 ) 議事の経過要領及び発言要旨
( 5 ) 議決の結果	( 5 ) 議決の結果
( 6 ) その他重要な事項	( 6 ) その他重要な事項
第 9 条 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上が署名しなければならない。	第 9 条 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上が署名しなければならない。  (公文書の管理)
第 10 条 委員会の文書の処理については、 <u>本庁文書取扱規程（昭和43年兵庫県訓令甲第6号）</u> の例による。	第 10 条 委員会の文書の管理については、 <u>公文書管理制度（令和2年兵庫県規則第27号）</u> の例による。
( 規程の改正 )	( 規程の改正 )
第 11 条 この規程の改正は、委員会の会議において全委員の 3 分の 2 以上の議決によって行なう。	第 11 条 この規程の改正は、委員会の会議において全委員の 3 分の 2 以上の議決によって行なう。
( 雜則 )	( 雜則 )
第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、会長が定める。	第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、会長が定める。

( 3 ) 議事事項	現 行
( 4 ) 議事の経過要領及び発言要旨	
( 5 ) 議決の結果	
( 6 ) その他重要な事項	
第 9 条 議事録には、会長及び会長の指名する出席委員 2 人以上が署名しなければならない。	( 規程の改正 )
第 10 条 委員会の文書の処理については、 <u>本庁文書取扱規程（昭和43年兵庫県訓令甲第6号）</u> の例による。	第 11 条 この規程の改正は、委員会の会議において全委員の 3 分の 2 以上の議決によって行なう。
( 雜則 )	( 雜則 )
第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、会長が定める。	第 12 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項は、会長が定める。